

岩手大学特定個人情報取扱規則

(平成27年12月24日制定)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学(以下「本学」という。)における個人情報のうち、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)について適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則に定めのない事項については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。)及びその他関係法令並びに岩手大学個人情報保護規則、岩手大学個人情報管理規則及びその他学内関係規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の定義は、番号法第2条の定めるところによる。
- 2 この規則において「部局」とは、人文社会科学部、教育学部、理工学部、農学部(連合農学研究科を含む)、総務部(男女共同参画推進室を含む)、学術研究推進部(地域防災研究センター、平泉文化研究センター、ものづくり技術研究センター、研究推進機構、情報基盤センター、R I総合実験センター、図書館を含む)、地域連携推進部(三陸水産研究センター、三陸復興・地域創生推進機構、COC推進室を含む)、財務部(環境マネジメント推進室を含む)、学務部(教育推進機構、入試センター、教員養成支援センター、保健管理センター、国際連携室を含む)、監査室、戦略企画室、評価・分析室(評価室を含む)及び技術部をいう。

(取扱い業務)

- 第3条 本学が取り扱う特定個人情報等は、以下のとおりとする。
- 一 所得税法等の税務関連の届出事務
 - 二 社会保険及び労働保険関連の届出事務
 - 三 報酬・料金等の支払調書作成事務
 - 四 財産形成貯蓄に関する届出事務
 - 五 国民年金第3号被保険者の届出事務

(特定個人情報の取扱いに関する組織体制)

- 第4条 特定個人情報等の取扱いについての組織体制は、以下のとおりとする。

総括保護管理責任者	個人情報保護を担当する理事
保護管理責任者	部局の長
監査責任者	特命課長(監査担当)

事務取扱責任者	各課、各事務部、各技術室（以下「各課等」という）の長
事務取扱担当者	各課等の事務取扱責任者が当該各課等において指名する1人又は複数の者

（守秘義務）

第5条 特定個人情報等を取り扱うすべての者は、徹底した守秘義務のなかで業務を遂行しなければならない。

（法令等の遵守）

第6条 本学は、番号法及び特定個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を遵守して運用する。

（責任者の役割）

第7条 各責任者の役割は、以下のとおりとする。

総括保護管理責任者	本学における特定個人情報の管理に関する事務を総括する
保護管理責任者	各部局における特定個人情報を適切に管理する
監査責任者	本学における特定個人情報の管理状況について監査する
事務取扱責任者	各課等（庶務を担当する教育研究施設等を含む）における特定個人情報を適切に管理する
事務取扱担当者	事務取扱責任者を補佐し、各課等（庶務を担当する教育研究施設等を含む）における特定個人情報の管理に関する事務を担当する

（特定個人情報等の取得）

第8条 本学は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

2 本学は、特定個人情報の提供に応じない者がいる場合、提供を求めた状況等を記録するものとする。

（特定個人情報等の保存）

第9条 本学は、特定個人情報等が記載された書類等（電子媒体を含む。以下第11条において同じ。）について関係法令及び本学関係規則に定める期間保存する。

2 各課等は、紙媒体の特定個人情報等が記載された資料を鍵付きキャビネットに保管

する方法により管理する。

(特定個人情報等の提供)

第10条 本学は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の削除・廃棄)

第11条 本学は、特定個人情報等が記載された書類等について関係法令及び本学関係規則により定められた保存期間を超えた場合に速やかに削除・廃棄を行うものとする。

(組織的安全管理措置)

第12条 本学は、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルの取扱い状況を確認する手段や情報漏えい等の事案に対応する体制等について整備する。

(人的安全管理措置)

第13条 総括保護管理責任者及び保護管理責任者は、特定個人情報等がこの規定に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱責任者及び事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督及び教育を行う。

(物理的安全管理措置)

第14条 保護管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する場所(以下「事務処理エリア」という)及び特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する場所(以下「情報システム管理エリア」という)を明確にし、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 事務処理エリア 特定個人情報が事務取扱担当者以外の者の目に安易に触れない場所への座席配置等を行う。
- 二 情報システム管理エリア 入退室を管理し、特定個人情報を取り扱うサーバーは鍵付きラックに格納する。

(技術的安全管理措置)

第15条 本学は、事務取扱担当者が情報システムを使用して第3条各号に掲げる事務を行う場合、アクセス制御、不正アクセスの防止、情報漏えい等を防止するための措置を講ずる。

(特定個人情報等の取扱いの委託)

第16条 本学は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の事務を委託する場合には、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 一 本学自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 二 委託先において特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先が再委託先に対し前号の措置を講じるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、特定個人情報の事務取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。